明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○内閣府本府組織令及び規制改革推進会議令の一部を改正する政令（一三二）　二
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令（一三三）　三
○特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令（一三四）　五
○カジノ管理委員会事務局組織令（一三五）　五
○特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一三六）　六
〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四〇）　五
○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（国土交通四一）　六
〔告　示〕
○在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示の一部を改正する件（出入国在留管理庁二）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七二二）　一〇
○航路標識に関する件（海上保安庁三〇、三一）　一〇
○道路に関する件（東北地方整備局五二）　一〇
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
内閣　外務省　一〇
〔叙位・叙勲〕　一三
〔皇室事項〕　一三
〔官庁報告〕
法務
公証人任免（法務省）　一三
〔公　告〕
官庁
諸事項
建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣府本府組織令及び規制改革推進会議令の一部を改正する政令（政令第一三二号）（内閣府本府）

一　内閣府本府組織令の一部改正関係

規制改革推進会議の設置期間の特例を廃止することとした。（第一条関係）

二　規制改革推進会議令の一部改正関係

1　規制改革推進会議は、委員二〇人以内で組織することとした。（第二条関係）

2　委員の任期を二年とすることとした。（第二条関係）

3　委員は、再任されることができるものとすることとした。（第二条関係）

三　施行期日等

1　この政令の施行後最初に任命される委員の任期は、令和三年七月三一日までとすることとした。（附則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令（政令第一三三号）（警察庁）

一　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

1　申請書の添付書類として自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第三条第五号に該当しない者であることを証する書類として国家公安委員会規則で定めるものを追加することとした。（第一条関係）

2　申請書の添付書類について、原則として戸籍の謄本又は抄本を求めないこととし、住民票の写しを追加することとした。（第一条関係）

二　遺失物法施行令の一部改正関係

遺失物法施行令において定められている成年被後見人等に係る欠格条項の適正化を図ることとした。（第二条関係）